

新たな時代へ

2019 1月
No.152

発行：西米良村議会



にしめら
議会だより

上米良 吊り橋

平成31年

年頭のごあいさつ

西米良村議会議長 濱砂 征夫



謹んで新春のお慶びを申し上げます。村民の皆様におかれましては、それぞれの抱負を胸に、新たな年をお迎えになられたことと存じます。

私たち8名の議員は、

今年の4月末で4年間の任期が満了しますが、残された期間を精一杯努めて参る所存でありますので、村民の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

県の中学秋季体育大会で開催された剣道男子団体の優勝をして参る所存でありますので、村民の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

会期で開催し、報告3件、条例改正5件、補正予算6件、人事案件2件及び委員会発議1件などの審議を行ない、全て原案どおり可決しました。

また、一般質問を3議員が行いました。

12月定例会

補正予算や人事案件など原案どおり可決

み、今年の春にはいよいよ完成します。これ

からの自治体行政のあり方が問われる中、本

村が取り組まなければ

ならない課題も山積し

ておりますが、新しい

役場庁舎と同様に気持ちを新たにして、村民

の皆様と共に歩んで参る議会でありたいと存

ります。

一方、子供達の活躍が嬉しい年でもありました。

今年一年が皆様にと

って健康で幸多き年にになりますようお祈り申し上げまして、年頭のごあいさつといたします。

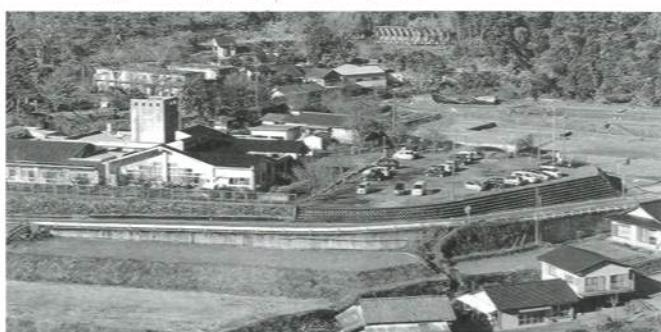
認定こども園の建築場所を変更

現在の場所に新たな園舎を建築予定の認定こども園について、再検討を行った結果、建築場所を天包荘付近に変更することに伴い工事請負費等

4千57万円が減額計上されたほか、台風24・25号による災害復旧費など1億3千248万円を追加し、補正後の総額を29億8千408万円とする一般会計補正予算を議員全員の賛成で可決しました。

さて、昨年の世相を表す漢字が「災」であったように、北海道の地震や西日本豪雨などの自然災害が多発し、本村でも久しぶりの台風接近により

山腹崩壊や道路等に多数の新庁舎建設も順調に進



特別会計の状況

◆国民健康保険事業
37万円を追加
総額3億627万円

◆診療所事業

106万円を追加
総額2億8千617万円

◆介護保険事業

4万円を追加
総額2億3千432万円

◆簡易水道事業

34万円を減額
総額5千335万円

◆下水道事業

39万円を追加
総額2千520万円

補正予算質疑

問1

全国中学校剣道プレ大会出場補助金の内容は?

答1 来年度の全国中学体育大会に先駆け大阪市立中央体育館で開催され

問5

広域保育委託料の増額の内容は?

答5 広域保育委託料の増額の内容は?

答4 児童福祉設備の委託料、工事請負費の減額の内容は?

問3

補助事業選定のため手手続きが遅れたが、事業費は確定していない。状況は?

問4

簡易水道事業の契約も済んでいるので、整備が進んでいくと考えている。

人事案件



梅本昌成氏
(越野尾)

副村長の選任について
副村長の選任につき審議の結果同意しました。
2019年1月1日
～2022年12月31日



古川信夫氏
(村所)

教育長の選任について
任期満了に伴う教育長の選任に同意しました。なお、教育委員長が廃止され教育長が会務を代表することとなり任期も3年になりました。
2019年1月1日
～2021年12月31日

るプレ大会に出場する選手に対する補助金である。千6百万円の箇所と、この事業は激甚災害で対応されるのか?

答2 村道災害箇所は鉱山谷・古川線、野地線、狭上線、助八重線、上米良線、横谷線を予定して

いる。林道災害のみが激甚災害と聞いているが事業費は確定していない。

答3 Wi-Fi設備の導入

甚災害のみが激甚災害と聞いているが事業費は確定していない。

答4 補助事業選定のため手手続きが遅れたが、事業費は確定していない。状況は?

答5 簡易水道事業

簡易水道事業の契約も済んでいるので、整備が進んでいくと考えている。

答5 広域保育とは住んでいる自治体とは別の自治体の保育園に子供を預けることができる制度で

里帰り出産の折に活用されるケースがあり、子供にかかる運営費を住所地の自治体が委託料として支払うこととなっているため。

答6 老朽化の進んだ住宅の計画的な修繕は行う

答7 水道の民営化法が設立された。水道事業に対する導入を含めた影響は?

答8 現在、計画的な修繕は予定していないが、

答9 民営化になった場合に水道料金の問題が懸念される為、現在のところ民営化の方針は検討していない。

答10 老朽化の進んだ住宅の計画的な修繕は行う

答11 民営化になった場合に水道料金の問題が懸念される為、現在のところ民営化の方針は検討していない。

どの住宅も老朽化が進んでいるので、計画を検討していきたいと考えている。

簡易水道事業

給与・手当等が引上げ

条例改正

人事院及び宮崎県人事委員会の勧告に伴い給与・期末手当等に関する条例が一部改正されました。

人事院及び宮崎県人事委員会の勧告に伴い給与・期末手当等に関する条例が一部改正されました。

◆一般職員について

若年層で月給を平均1千円程度引上げ、その他については400円程度引上げ。手当は、勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ、平成31年度以降は6月と12月支給分を期末手当で13月分、勤勉手当で0.925月分とする。

◆議員・村長・教育長について

期末手当の平成30年度12月支給分を0.05月分引上げる。平成31年度以降は6月と12月支給分をそれぞれ1・675月分とする。

決算審査が 更に厳正に

決算審査は、審査に付された日から30日以内に意見を付けて村長に送付することになりますが、地方自治法等の改正に基づき審査期間を60日に延長し、決算審査の強化と充実を図るための条例改正を行いました。

議会広報委員会を 特別から常任へ

昭和54年から発行されている議会広報は来年で40年となります。年間を通して定期的な広報活動とともに今後予定している議会中継やホームページの活用など多面的な議会情報発信に対応するため特別委員会から常任委員会へ移行する条例改正を行いました。

平成30年第4回定例会における議員賛否表

○は賛成

×は反対

議案番号	議 案 名	結 果	1	2	3	4	5	6	7
			中 武 智 和	白 石 幸 喜	上 米 良 玲	濱 砂 勝 義	上 米 良 秀 俊	中 武 勝 文	濱 砂 恒 光
報告第15号	専決処分の承認について(へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約について)	可決	○	○	○	○	○	○	○
報告第16号	専決処分の承認について(直営診療施設整備事業の物品売買契約について)	可決	○	○	○	○	○	○	○
報告第17号	専決処分の承認について(平成30年度西米良村一般会計補正予算(第8号))	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第43号	西米良村監査委員条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第44号	西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第45号	議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第46号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第47号	西米良村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第48号	平成30年度西米良村一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第49号	平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療所事業補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	平成30年度西米良村特別会計介護保険事業補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第52号	平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号	西米良村教育長の任命つき同意を求めることについて	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第55号	西米良村議会委員会条例の一部改正について	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第56号	西米良村副村長の任命つき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○

ダムを活用した新たな観光

総務文教常任委員会では10月18日から20日にかけて神奈川県愛甲郡清川村および同県藤沢市において調査を行いましたので報告を致します。

始めに清川村では宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に

向けた事業について調査を行いました。

宮ヶ瀬湖では、湖畔地域全体の自然を保全しながら自然と接する場として3つのエリア（宮ヶ瀬湖畔エリア・鳥居原エリア・ダムサイト県立あいかわ公園エリア）を整備され公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を立ち上げ運営をされているそうです。

今回は、その中の一つ宮ヶ瀬湖畔エリアにて調

査を行つてまいりました。宮ヶ瀬湖畔エリアを含めた3拠点では、年間400を超えるイベントを開催し平成29年度は167万人の方が来られているそうです。

この宮ヶ瀬湖の利用については、国・県・関係

町村で宮ヶ瀬湖畔利用

についての基本協定書が締結され利用の区分を設け、湖面フィッシング、競技用カヌー、漕艇（ボート）、レジャーカヌー、遊覧船、カヌー教室などのエリアに分けて運営されています。

カヌー場の使用については、安全確保のため2艇以上複数艇での利用が原則となつております。

ジャケットは必ず着用す

るなどの遵守事項があるようです。競技用カヌーの整備については、神奈川県が国土交通省に河川占有許可を受け整備して

おり、コースについては国内戦では500mがメインとなっていて、国際クラスが1kmなので、1kmが確保できるコース

となつてているとのことで

議長諮問機関として議

会改革検討会が平成27年6月に設置され、議会改革検討会においてワーキンググループとしてのICT検討部会が発足した。

現在までに湖面利用での事故は起きていないそうですが、遵守事項を十分に守り安全対策については十分に気を付けて取り組んでいるとのことでした。

本村にも一つ瀬ダムがありダム湖を活用するこ

とで新たな観光に繋がるのではないかと考えたところです。

タブレットでペーパーレス

導入に向けてのポイントとしては、全ての議員に理解があるわけではないことを前提に考え、目的と意義の共有化を図り

実際に体験して、体験の意識調査のアンケートを実施し検討に生かす取り組みと先行導入議会の調査や導入効果の検証も行い、政務活動での積極的活用を図るために運用ルールも作られたそうです。

導入にあたり議員全員が共通の認識が無ければならないことと市民利益に資する取り組みでなければならぬことが重要で、議会活動、政務活動・議員活動、非常事態時の活用の中でタブレット端末や議会ICT化に



検証が挙げられるが、藤沢市議会では議員に配布されている予算書・予算の概要・決算書・主要な政策の成果を除いた資料のペーパーレス化を行つたと仮定し検証を行つたそうです。



結果、削減可能な紙資料は年間で22万枚（43万9千74ページ）で削減の効果として年間274万円のコスト削減が図れる計算となつたそうです。

また、ペーパーレスの意義としてはCO₂排出削減だそうですが、22万枚を削減した時の紙のCO₂排出量は1千24（Kg-CO₂）となるそうですがタブレット端末導入による電力使用などでCO₂を排出するため計算をすると年間1トンぐらいの効果があるのではないかということでした。

結果としてコストメリツトもあり環境負荷低減にもなり職員の負担もプラスにはならないということで全議員の確認を取り議会運営委員会で承認を頂き導入となつたそうです。

農林振興建設常任委員会による行政調査を高知県において実施しましたので報告します。

調査内容は、自主財源が少ない市町村において「ふるさと納税制度」はかすかに残された収入増のチャンスでもある。本村も依存財源に大きく委ねる財政状態であるため「ふるさと納税制度」を積極的に活用している自治体を調査し、今後の「ふるさと納税制度」の在り方について調査を行つた。

まず、奈半利町は人口3千271人で特産品はイチジク、ヤマモモ、スイカ、キンメダイ、カツオ、するめいか等です。町内には食品企業や加工品が多く原材料のみに重点をお

ふるさと納税を村おこしに

意見を反映させている。

②特産品開発は商品完成まで役場職員がとことん動く。③地域内のすべての産物に目を向けている。④常に新しい特産品の返礼方法を考えている。

寄付金の活用事例として奨学資金制度・保育料無料化（第2子以降）小中学校教材購入、農林水産物加工場建設補助・各種イベントの実施・新規就農者受入事業研修補助等。成果として、①返礼品の生産者だけでなく、集まった寄付金の有効活用により、町全体が活性化した。②生産者を中心として町民の収入が増えた。29年度は約20億円の収入増となつた。③特産品開発の推進により町に加工業者が増え雇用確保に大きく貢献した。1番の成果は、町が発展しき残るきっかけを「ふる

い」として平成20年5月導入検討を開始、25年6月返礼品を決定、25年12月クレジットカードとインターネットによる寄附の受付を開始。26年4月多くの全国版テレビで「ふるさと納税制度」の取組みが紹介され2億2千百万円を超える寄附が集まる。受付開始した平成20年度は36万5千円であった。29年度は約20億円の収入増となつた。③特産品開発の推進により町に加工業者が増え雇用確保に大きく貢献した。1番の成果は、町が発展しき残るきっかけを「ふる

さと納税制度」が教えてくれたことだそうです。

続いて、越知町では、本格的に取り組みを始めたのは平成27年9月からである。それまでは固定の方より年間200万～400万の寄附をもらっていたが、奈半利町などふるさと納税による寄附のメリットを有効に生かした町おこしに関心を持ち生産者と一緒に視察勉強し取組みを始めた。

さとチヨイス平成27年2月～7割。ホームページに誘導バナーを掲示して納税をしてもらうシステムとなっている。今ではサイトからの申し込み（カード決済）がほとん

どで、電話・ファックス（振込用紙）による申し込みはゼロに等しい。寄附者は、ネットショッピング感覚だと思う。

成果は、

①寄附額の55%が返礼品の生産者に流れている。生産者以外の住民には各事業を実施することで町民全体に恩恵が行き渡るようしている。

②ふるさと納税制度が無くなつても販売ルートやノウハウ等が活かせる仕組みが出来たことで生産者の意欲が出てきた。後継者もできている。

③ふるさと応援基金条例を設置し2割を基金へ積

み立てている。

両町とも「ふるさと納税」を町おこし、地域おこしにつなげるという思いを強く感じた。そこには、返礼品を有効活用することにより地元生産者の意欲を高め後継者を育成し、新規雇用を確保しながら、新たな開発や町のPRを行つていった。

また、役場職員も本村と比較して特段多いわけではないが、業者任せにするのでなく職員が生産者と一緒になつて特産品開発や問題点を解決し、お互いの信頼関係を築いていくことで良質で確かな返礼品が整備されてい

功している事例があることがわかった。

自主財源が少ない本村において「ふるさと納税制度」の活用は収入増のチャンスである。ル

現地調査



山中水源地付近崩壊地



溪床内に大量の不安定土砂が堆積
大字竹原字尾春



水が止まった為村所アカギ谷より取水

ルに則り、将来を見据えた制度の有効活用をお願いしたい。以上で報告とします。

一般質問

・上米良 玲



消防詰所の場所は安全か

▼ 危険区域外の建設は極めて困難

近年の気象状況を振り

返ると局地的大雨や海水温上昇に伴う大型台風の襲来など各地で大きな被害がもたらされている。

今年度においては西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し多くの方が被災された。平成30年7月豪雨や大阪府北部、島

根県西部、北海道胆振東部を震源とした地震や五つの台風上陸など日本各地で甚大な被害がもたらされた。本村においても土砂崩れによる国道の全面通行止めや大雨による土砂の流失、台風の被害などがあった。

そのような中で、消防署を持たない本村にとつて防災の要となるのが消防団ではないかと考える。

現在八つの地区に消防詰所が配置され大雨や台風などの折に消防本部の指示により詰所待機などを行い各地区の防災拠点として村内八ヶ所に詰所を設置し西米良村民の生命・財産を守るために日々活動をして頂いている。現在

村民の生命と財産を守るという使命を果たすためにも、どんな災害に見舞われても対応できる体制づくりが必要だと強く感じたが、消防詰所の安

全性、位置について今後も検討をされていくのか伺いたい。

このような状況の中で各地域の建設可能な土地もかつ安全性を担保できる土地は非常に限られており、全ての詰所を指定区域外に今すぐ建設することとは極めて困難な状況にあると言える。

しかし、土砂災害警戒区域等に指定されている地区については、より安全が確保できる土地の選定に向けて検討していく。

消防団員の安全を第一に考え、今後各部との協議を重ね可能な限り安全性を担保するため努力して参りたい。

そのような状態では迅速な対応もおろそかにならぬのでないかと心配している。

が、もし河川の氾濫で橋が通行不能となつた場合、多くの住民の皆さんは対応しているのが竹原地区で小川地区的詰所のみ危険が村所地区、さらに土石流危険渓流地域に指定されている。が、もし河川の氾濫で橋が通行不能となつた場合、多くの住民の皆さんは対応しているのが竹原地区で小川地区的詰所のみ危険が村所地区、さらに土石

流危険渓流地域に指定されているのが竹原地区で小川地区的詰所のみ危険が村所地区、さらに土石

流危険渓流地域に指定されているのが竹原地区で小川地区的詰所のみ危険が村所地区、さらに土石

・上米良秀俊



観光客の増加の対策は

▼村民総力で取り組む

観光施設においては施設運営に大きな不安であり、関係する商店街も少なからず影響を受けているものと考えられる。

このようなことから観光客の増加を図る対策について伺いたい。

村長 来年度は、村政施行から130年目の節目を迎えて、さらに温泉開業から満20年、小川作小屋が満10年を迎える。こうした

今後の西米良村のひとつつの課題は、交流人口を増やし地域の活性化を最大限にしていくことだと思う。

村は、年間15万人の観光客来村を目標に花火大会などのイベントの実施、パンフレットの作成などをを行い観光客の増加に向けた取り組みを行っているが、直近5ヶ年の観光客は、平成25年度が14万2千人と一番多く昨年度は12万6千人と減少傾向にある。

観光客の減少は、村内

トフォンの利用者が6千万人を超え、フェイスブックの利用者が2千800万人となっている。

観光協会でもアカウントを取得され西米良のいろんな情報を随時発信され観光客増加に利用されたら効果があると思うが

機会を捉え、観光振興の飛躍的な発展を目指して強化対策も考えたい。例えば、近年視野に入りつつあるインバウンドの対策を始め周年の情報発信、

村長 新たな対応の必要性というものが生まれるというふうに認識しており、それらにつきましても前向きに検討して参りたい。

上米良秀俊 訪日外国人旅行者は年々増加しており、国は、2020年開催の東京オリンピックの年には4千万人の訪日外国人旅行者を目指している。

インバウンドの対策については、受入体制の第1歩としてWi-Fiの整備、トイレの水洗化等おこなっている。外国人用のパンフレット作成については、現在のパンフレットや改正したパンフレットに外国語の表記をして対応したいと思つてはいる。来年度からでも計画的、段階的にそれらについてはやつてしまいたい。

ただ、観光バス補助助成と同時に小グループや個人旅行者とのサービスの均一化をどう図るかということもあるので、十分検討して行わなければならぬと思ってはいる。前向きにご提案として受け止めさせていただきたい。

上米良秀俊 観光施設としては、ツアーリー客の利用が一番効果があります。そのようなことからツアーリー業者に助成金を交付し手頃な料金で募集を願いし、参加された観光客は食事を行い土産を購

り組まなければ成らないと思う。外国人用観光パンフレットを作成し観光客の誘致をなされる考えは。

上米良秀俊 ツアーバスの助成策については、私の知るかぎりでは国内でもそのような対策をとつておこなっている。今後の観光振興の有効な対策の一つとしてとらえて村長に伺いたい。

中武 勝文

ふるさと納税の取り組みは

▼積極的に取り組む



西米良村も今年から本格的にふるさと納税制度に取り組むようになり、期待をしている。初期の目的のこの制度は、子供のころお世話になった出身地に1人前になり、稼げるようになつたとき、何かとお礼をしたいただ。今は総務省の指導もあり初期の目的に戻りつあるとき、改めてこの制度を見つめなおすと、村の活性化のチャンスがたくさんある。特産品だけでなく、村に来ていただきアユ釣りや、川下り等、品物以外のものを返礼品にできないか、生産者や青年、村休耕地の解消にもつながり

の将来を思う熱い方たちを中心いて研究会を立ち上げるということも必要だ。これらを活用し、返礼品で所得の向上を目指せば、Uターン、Iターンの所得にもつながり、耕作放棄地の歯止めを目指せるのではないかと考えるが村長の考えは。

村長 本村では制度創設の平成20年度から寄付受付を行っている。26年度からは1万円以上の寄付をいたしました方に3割以内の返礼品を送付している。

本年度からは、ふるさと納税の受付窓口を拡大した。現在は5事業所で11品目をポータルサイト「ふるさとチョイス」に掲載している。

まだ魅力的なものがまだ魅力的なものがある。さらに寄付が増大し、返礼品がふえると、生産を計画的に拡大したり、村内生産者で研究・研修できる

生産の上昇につながる。このように、ふるさと納税は1次産業の活性化に大きく寄与すると考えている。今まで返礼品を全面に押し出して、寄付を集めていく従来の形には積極的にはなれなかつた。総務省が腰を上げて、税の理念に基づいた方向で統一されたことであるなら、ふるさと納税制度に積極的に取り組んでいきたいと思っている。

本業に差しつかえのない範囲で、地域貢献活動としての副業を解禁し、特に季節的に労働力が不足する村内の第一次産業を主に、収穫時等の労働力不足を補うため、また、村民とのふれあいや行政に対する希望や意見などの交換の場となる職員副業を認める考えはない。

そのような中、職員から必要となり許可基準を明確にした自治体は珍しい。地方公務員としての自覚や、与えられた仕事を十分に達した後の副業になることは言うまでもないが、村内の人手不足が深刻化していることに感謝し、地域性を考慮し、法に抵触することなく柔軟に対応しながら、今の状況を継続していくことを考えている。

中武勝文 忙しい世の中に、職員に「足の草鞋を履き、地域貢献活動を強いるものではないが、村民の力を結集し「村民総戦力」で難局を乗り切らなければならぬ時期が来たとき、この考え方や提案が注目されれば幸いだ。

役場職員の副業を認めることは考えていない

中武勝文 新富町が県内初の試みとして導入した職員副業の解禁は、町長の許可

あるので随時追加していく。さくらんぼが増大し、返礼品がふえると、生産を計画的に拡大したり、村内生産者で研究・研修できる

副業の要望が上がつてくれば、前向きに検討するが、今のところ考えていないのが現状だ。

今まで職員が地域振興のため努力をしていただいていることに感謝し、地域性を考慮し、法に抵触することなく柔軟に対応しながら、今の状況を継続していくことを考えている。

そのため、職員に「足の草鞋を履き、地域貢献活動を強いるものではないが、村民の力を結集し「村民総戦力」で難局を乗り切らなければならぬ時期が来たとき、この考え方や提案が注目されれば幸いだ。

そのような中、職員から必要となり許可基準を明確にした自治体は珍しい。地方公務員としての自覚や、与えられた仕事を十分に達した後の副業になることは言うまでもないが、村内の人手不足が深刻化していることに感謝し、地域性を考慮し、法に抵触することなく柔軟に対応しながら、今の状況を継続していくことを考えている。



ほっこりコーナー

村で女性初！てっぽう免許取得！

野生鳥獣による森林や農作物への被害は全国的に大きな問題となっています。

本村でも有害鳥獣対策協議会を始め猟友会のご協力により被害防止に努めながら、駆除されたイノシシやシカ肉はジビ工施設で有効活用されています。

その担い手の一人として、本村女性で初めてとなる猟銃免許を上米良早苗さんが取得されました。

“上米良早苗さんの一言”

昨年4月から西米良村ジビ工処理加工施設で働き始め、イノシシとシカを解体するようになりました。これが自分で獲った獲物だったらどうだろう？と思い夫に相談したところ「どうせなら両方取れば」と言われ一念発起、ワナと猟銃免許取得に挑戦しました。

少しでも早く自分で獲った獲物を解体できるように頑張ります。



明けましておめでとうござります。輝かしい新年をお迎えのことと存じます。いよいよ平成も残すところ、わずかとなりました。どういう年号に代わるのでしょうか。楽しみです。新庁舎も完成し、新副村長も決まり新しづくめの年号に代わるのでしょうか。樂しみです。ふるさと納税制度も本格的に動き出しました。多くの人の寄付を期待しています。千人が笑って暮らせる村づくりに向け議員一同しっかりと西米良村を守つて行こうと思っています。

今年一年の皆様のご健康とご活躍をお祈りいたします。

議会広報編集特別委員会			
委員長	白石	副委員長	中武
副委員長	瀬砂	委員	勝義
員	玲	員	智和
上米良	幸喜	(勝義)	

編集後記

平成の

にしめら 議会だより



懐かしい表紙

<p>西米良村議会だより 第47号</p> <p>西米良村議会だより 第40号</p> <p>西米良村議会だより 第42号</p> <p>西米良村議会だより 第49号</p> <p>西米良村議会だより 第64号</p>	<p>西米良村議会だより 第48号</p> <p>西米良村議会だより 第51号</p> <p>西米良村議会だより 第75号</p> <td><p>西米良村議会だより 第66号</p><p>西米良村議会だより 第67号</p><p>西米良村議会だより 第71号</p><p>西米良村議会だより 第76号</p><td><p>西米良村議会だより 第69号</p><p>西米良村議会だより 第70号</p><p>西米良村議会だより 第78号</p><td><p>西米良村議会だより 第104号</p><p>西米良村議会だより 第105号</p><p>にしめら 議会だより No.111</p><p>にしめら 議会だより No.115</p><td><p>にしめら 議会だより No.116</p><p>にしめら 議会だより No.118</p><td><p>にしめら 議会だより No.124</p><p>にしめら 議会だより No.127</p><p>にしめら 議会だより No.132</p><p>にしめら 議会だより No.140</p><td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td></td></td></td></td></td>	<p>西米良村議会だより 第66号</p> <p>西米良村議会だより 第67号</p> <p>西米良村議会だより 第71号</p> <p>西米良村議会だより 第76号</p> <td><p>西米良村議会だより 第69号</p><p>西米良村議会だより 第70号</p><p>西米良村議会だより 第78号</p><td><p>西米良村議会だより 第104号</p><p>西米良村議会だより 第105号</p><p>にしめら 議会だより No.111</p><p>にしめら 議会だより No.115</p><td><p>にしめら 議会だより No.116</p><p>にしめら 議会だより No.118</p><td><p>にしめら 議会だより No.124</p><p>にしめら 議会だより No.127</p><p>にしめら 議会だより No.132</p><p>にしめら 議会だより No.140</p><td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td></td></td></td></td>	<p>西米良村議会だより 第69号</p> <p>西米良村議会だより 第70号</p> <p>西米良村議会だより 第78号</p> <td><p>西米良村議会だより 第104号</p><p>西米良村議会だより 第105号</p><p>にしめら 議会だより No.111</p><p>にしめら 議会だより No.115</p><td><p>にしめら 議会だより No.116</p><p>にしめら 議会だより No.118</p><td><p>にしめら 議会だより No.124</p><p>にしめら 議会だより No.127</p><p>にしめら 議会だより No.132</p><p>にしめら 議会だより No.140</p><td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td></td></td></td>	<p>西米良村議会だより 第104号</p> <p>西米良村議会だより 第105号</p> <p>にしめら 議会だより No.111</p> <p>にしめら 議会だより No.115</p> <td><p>にしめら 議会だより No.116</p><p>にしめら 議会だより No.118</p><td><p>にしめら 議会だより No.124</p><p>にしめら 議会だより No.127</p><p>にしめら 議会だより No.132</p><p>にしめら 議会だより No.140</p><td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td></td></td>	<p>にしめら 議会だより No.116</p> <p>にしめら 議会だより No.118</p> <td><p>にしめら 議会だより No.124</p><p>にしめら 議会だより No.127</p><p>にしめら 議会だより No.132</p><p>にしめら 議会だより No.140</p><td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td></td>	<p>にしめら 議会だより No.124</p> <p>にしめら 議会だより No.127</p> <p>にしめら 議会だより No.132</p> <p>にしめら 議会だより No.140</p> <td><p>にしめら 議会だより No.143</p></td>	<p>にしめら 議会だより No.143</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

◆発行／西米良村議会

住所 〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所15番地 TEL 0983-36-1111 FAX 0983-36-1207

◆編集／議会広報編集特別委員会

◆印刷／(有)三協印刷